

専門職大学等の制度化に関する説明会 次第

平成29年11月6日(月)
13:30~15:00
文部科学省講堂(東館3階)

1. プログラム

- (1) 挨拶
- (2) 専門職大学等の制度化に関する説明
 - ① 制度化の趣旨・背景等について
 - ② 専門職大学・専門職短期大学の制度設計とその留意事項について
 - ③ 大学等の「専門職学科」の制度化に関する検討状況について
- (3) 質疑応答
- (4) その他

2. 配付資料

《資料》

専門職大学等の制度化に関する説明会【平成29年11月6日(月)】	p.1
説明資料	
1. 制度の趣旨・背景等について	p.1
2. 専門職大学・専門職短期大学の制度設計とその留意事項について	p.11
3. 大学等の「専門職学科」の制度化に関する検討状況について	p.18

《参考資料》

参考資料1	専門職大学・専門職短期大学の制度化について	p.21
参考資料2-1	学校教育法の一部を改正する法律の概要	p.23
参考資料2-2	学校教育法の一部改正に伴う関係政省令等の整備について	p.25
参考資料2-3	「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(平成29年9月21日付29文科高第542号文部科学事務次官通知) ※留意事項のみ抜粋	p.33
参考資料3	大学設置基準・短期大学設置基準等の改正について(中央教育審議会大学分科会(第138回)【H29.10.25】資料) ※大学等の「専門職学科」の制度化等関係	p.51
参考資料4	文部科学省ホームページ(専門職大学・専門職短期大学関係ページ)についてのお知らせ	p.59

専門職大学等の制度化に関する説明会

【平成29年11月6日(月)】

1. 制度化の趣旨・背景等について
2. 専門職大学・専門職短期大学の制度設計と
その留意事項について
3. 大学等の「専門職学科」の制度化に関する
検討状況について

1. 制度化の趣旨・背景等について

第193回通常国会 学校教育法の一部を改正する法律案提案理由説明 (抄)

このたび、政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されます。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠です。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものであります。

⋮

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(専門職大学等)の制度化の背景

経済社会の状況

産業構造の急激な転換 (第四次産業革命、国際競争の激化)



職業の盛衰のサイクルの短期化、 予測の困難化

- ◆ ニューヨーク市立大学のキャシー・デビッドソン教授は、その著作の中で、「**2011年に米国の小学校に入学した子供達の65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就くだろう**」と予測
- ◆ オックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授らは、その論文で、「**米国における仕事の約47%が、今後10年から20年程度で自動化される可能性が高い**」と予測
〔日本においても10~20年後には、**労働人口の約49%が、技術的にはAIやロボット等により、代替できるようになる可能性が高い**との予測 (榊野村総合研究所「News Release」(2015年12月2日))〕

就業構造等の変化



ジョブ型雇用へのシフト、企業内教育訓練の縮小

- ◆ **今後の人材需要増が見込まれるのは、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者等** (2010年から2030年における職種別増加数の推計値) 経済産業省委託「産業競争力強化に関するわが国の教育、人材育成システムの在り方に関する調査研究」平成25年度
- ◆ **第4次産業革命により従業者数が増加する部門は、情報サービス部門(情報サービス)、おもてなし型サービス部門(宿泊、飲食等)、その他部門(介護等)** 経済産業省産業構造審議会「新産業構造ビジョン」(平成28年8月)
- ◆ **企業が支出する教育訓練費の労働費用に占める割合は低下** 2.4%(1988年) → 1.4%(2011年)
労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」

少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少



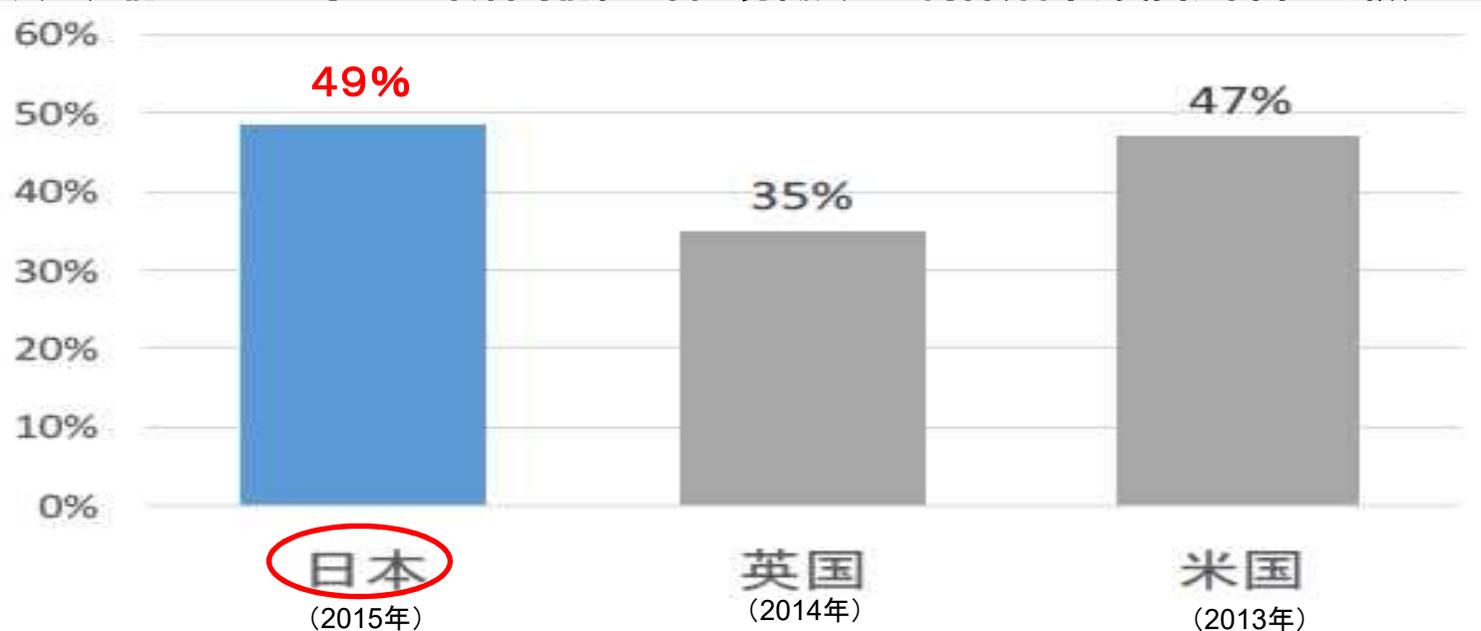
労働生産性向上に向けた要請

- ◆ **生産年齢人口** : 8,173万人(2010年) → 4,418万人(2060年) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年推計)」
- ◆ **我が国の労働生産性(米国を100としたときの比較値)** : 61.9(1992年) → 59.8(2009年) 経済産業省「通商白書2013年版」

人工知能やロボット等による代替可能性が高い労働人口の割合

- 今後10～20年後(2025～2035年)には、日本の労働人口の約49%が、技術的には人工知能やロボット等により代替できるようになる可能性が高いとの推計結果が出ている。

人工知能やロボット等による代替可能性が高い労働人口の割合(日本、英国、米国の比較)



- 日本のデータは国内601種類の職業について、従事する一人の業務全てを、高い確率(66%以上)でコンピューターが代わりに遂行できる(=技術的に人工知能やロボット等で代替できる)職種に就業している人数を推計し、それが就業者全体に占める割合を算出。(※米国及び英国での先行研究と同様の分析アルゴリズムを用いて実施。)
- あくまで、コンピューターによる技術的な代替可能性であり、実際に代替されるかどうかは労働需給を含めた社会環境要因の影響も大きいと想定されるが、本試算ではそれらの要因は考慮していない。

※日本のデータは、株式会社野村総合研究所と英オックスフォード大学のマイケル A. オズボーン准教授及びカール・ベネディクト・フレイ博士との共同研究(2015年)

【出典】2015年12月2日株式会社野村総合研究所News Releaseを元に文部科学省作成

人工知能やロボット等による代替可能性が高い/低い100種の職業

- 必ずしも特別の知識・スキルが求められない職業に加え、データの分析や秩序的・体系的な操作が求められる職業については、人工知能等で代替できる可能性が高い傾向。
- 一方、芸術・歴史学・考古学、哲学・神学など抽象的な概念を整理・創出するための知識が要求される職業、他者との協調や、他者の理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業は、人工知能等での代替は難しい傾向。

代替可能性が高い職業

IC生産オペレーター	ゴム製品成形工(タイヤ成形除く)	電気通信技術者
一般事務員	こん包工	電算写植オペレーター
鋳物工	サッシ工	電子計算機保守員(保守員)
医療事務員	産業廃棄物収集運搬作業員	電子部品製造工
受付係	紙器製造工	電車運転士
AV・通信機器組立・修理工	自動車組立工	道路パトロール隊員
駅務員	自動車塗装工	日用品修理ショップ店員
NC研削盤工	出荷・発送係員	バイク便配達員
NC旋盤工	じんかい収集作業員	発電員
会計監査係員	人事係事務員	非破壊検査員
加工紙製造工	新聞配達員	ビル施設管理技術者
貸付係事務員	診療情報管理士	ビル清掃員
学校事務員	水産わり製品製造工	物品購買事務員
カメラ組立工	スーパー店員	プラスチック製品成形工
機械木工	生産現場事務員	プロセス製版オペレーター
寄宿舎・寮・マンション管理人	製パン工	ポイラーオペレーター
CADオペレーター	製粉工	貿易事務員
給食調理人	製本作業員	包装作業員
教育・研修事務員	清涼飲料ルートセールス員	保管・管理係員
行政事務員(国)	石油精製オペレーター	保険事務員
行政事務員(県市町村)	セメント生産オペレーター	ホテル客室係
銀行窓口係	繊維製品検査工	マニングセンターオペレーター
金属加工・金属製品検査工	倉庫作業員	ミシン縫製工
金属研磨工	惣菜製造工	めっき工
金属材料製造検査工	測量士	めん類製造工
金属熱処理工	宝くじ販売人	郵便外務員
金属プレス工	タクシー運転者	郵便事務員
クリーニング取次店員	宅配便配達員	有料道路料金収受員
計器組立工	鍛造工	レジ係
警備員	駐車場管理人	列車清掃員
経理事務員	通関士	レンタカー営業所員
検収・検品係員	通信販売受付事務員	路線バス運転者
検針員	積卸作業員	
建設作業員	データ入力係	

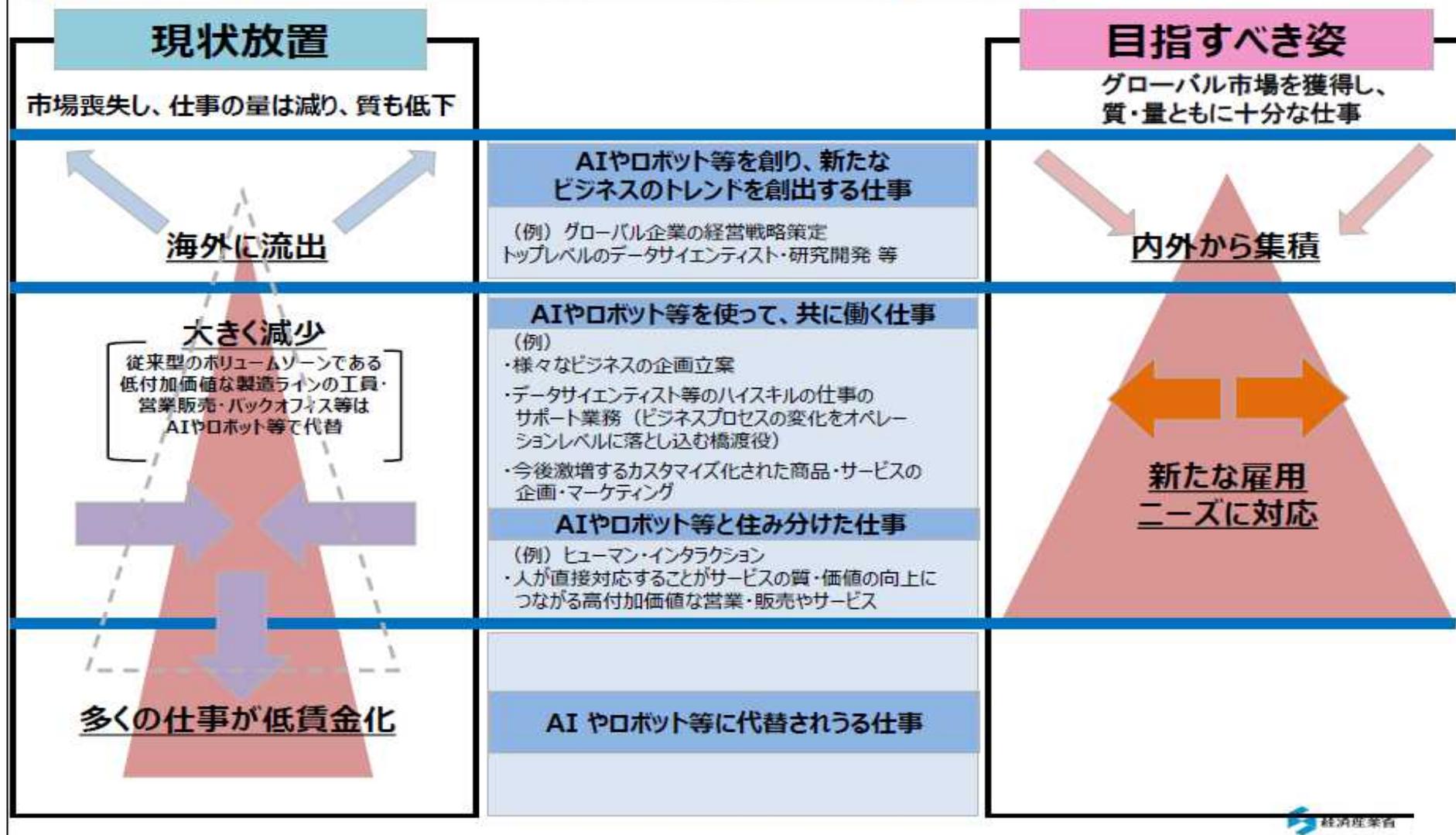
代替可能性が低い職業

アートディレクター	歯科医師	日本語教師
アウトドアインストラクター	児童厚生員	ネイル・アーティスト
アナウンサー	シナリオライター	バーテンダー
アロマセラピスト	社会学研究者	俳優
犬訓練士	社会教育主事	はり師・きゅう師
医療ソーシャルワーカー	社会福祉施設介護職員	美容師
インテリアコーディネーター	社会福祉施設指導員	評論家
インテリアデザイナー	獣医師	ファッションデザイナー
映画カメラマン	柔道整復師	フードコーディネーター
映画監督	ジュエリーデザイナー	舞台演出家
エコノミスト	小学校教員	舞台美術家
音楽教室講師	商業カメラマン	フラワーデザイナー
学芸員	小児科医	フリーライター
学校カウンセラー	商品開発部員	プロデューサー
観光バスガイド	助産師	ペンション経営者
教育カウンセラー	心理学研究者	保育士
クラシック演奏家	人類学者	放送記者
グラフィックデザイナー	スタイリスト	放送ディレクター
ケアマネージャー	スポーツインストラクター	報道カメラマン
経営コンサルタント	スポーツライター	法務教官
芸能マネージャー	声楽家	マーケティングリサーチャー
ゲームクリエイター	精神科医	マンガ家
外科医	ソムリエ	ミュージシャン
言語聴覚士	大学・短期大学教員	メイクアップアーティスト
工業デザイナー	中学校教員	盲・ろう・養護学校教員
広告ディレクター	中小企業診断士	幼稚園教員
国際協力専門家	ツアーコンダクター	理学療法士
コピーライター	ディスクジョッキー	料理研究家
作業療法士	ディスプレイデザイナー	旅行会社カウンター係
作詞家	デスク	レコードプロデューサー
作曲家	テレビカメラマン	レストラン支配人
雑誌編集者	テレビタレント	録音エンジニア
産業カウンセラー	図書編集者	
産婦人科医	内科医	

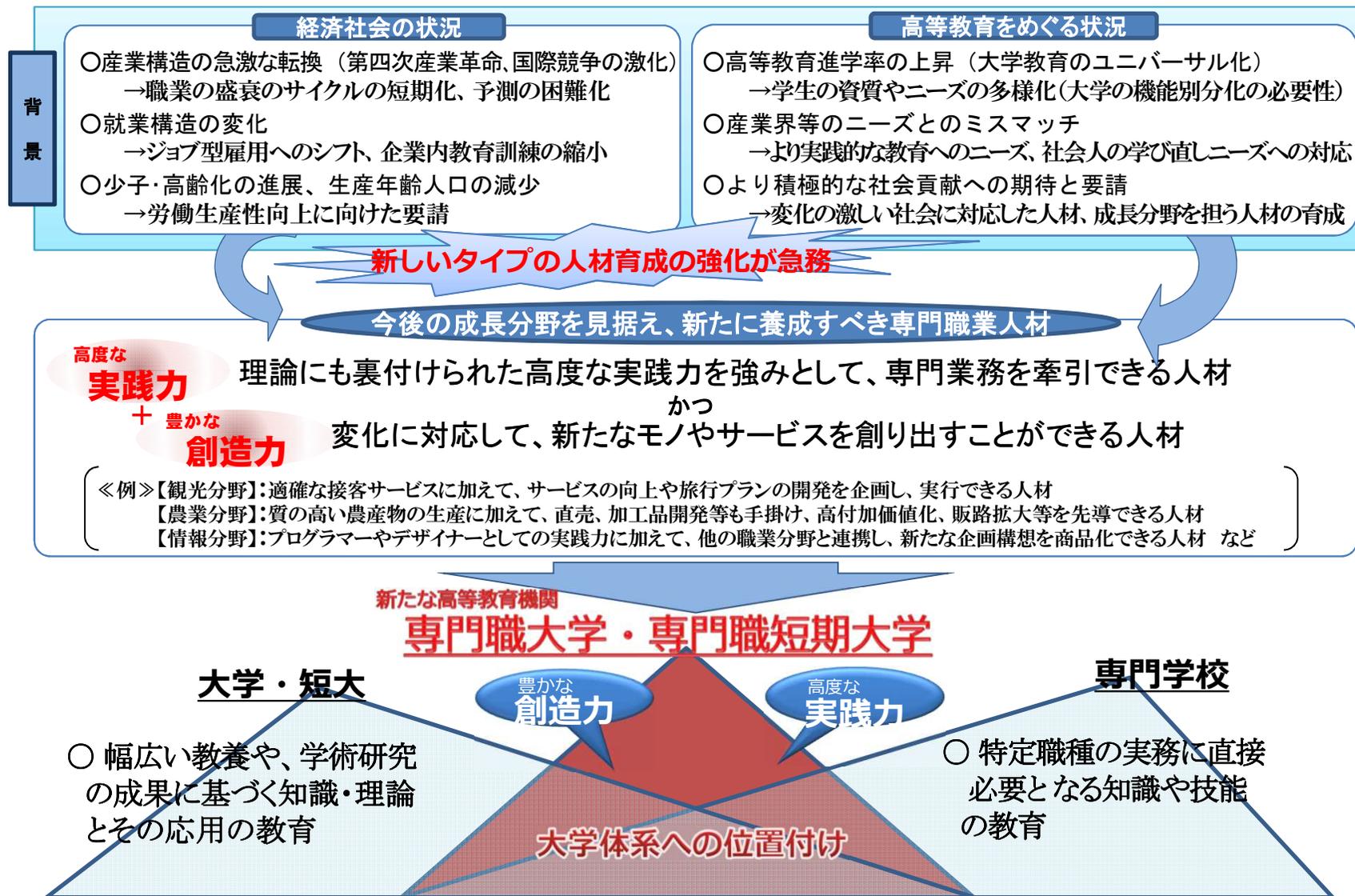
「新産業構造ビジョン」～第4次産業革命をリードする日本の戦略～

平成28年8月 経済産業省

第4次産業革命による就業構造変革の姿（イメージ）



専門職大学・専門職短期大学の制度化



実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(専門職大学等)の制度化の背景

高等教育をめぐる状況

高等教育進学率の上昇(大学教育のユニバーサル化)

学生の資質やニーズの多様化(大学の機能別分化の必要性)

- ◆ 18歳人口に占める**大学・短大への進学率** : 10.1%(昭和29年) → 15.7%(昭和35年) → 51.5%(平成17年) → 56.5%(平成27年)
18歳人口に占める**専門学校等を含む高等教育機関への進学率** : 42.7%(昭和51年) → 79.8%(平成27年)
- ◆ 高校生が進学を希望する理由(第1位)は、「**将来の役に立つ専門的な知識・技術を習得したいから**」: 文部科学省「学校基本調査」
56.5%(平成17年) → 77.2%(平成24年) 文部科学省「キャリア教育・職業教育に関する総合的な実態調査第一次報告」(平成25年3月)

産業界等のニーズとのミスマッチ

実践的な教育へのニーズ、社会人の学び直しニーズへの対応

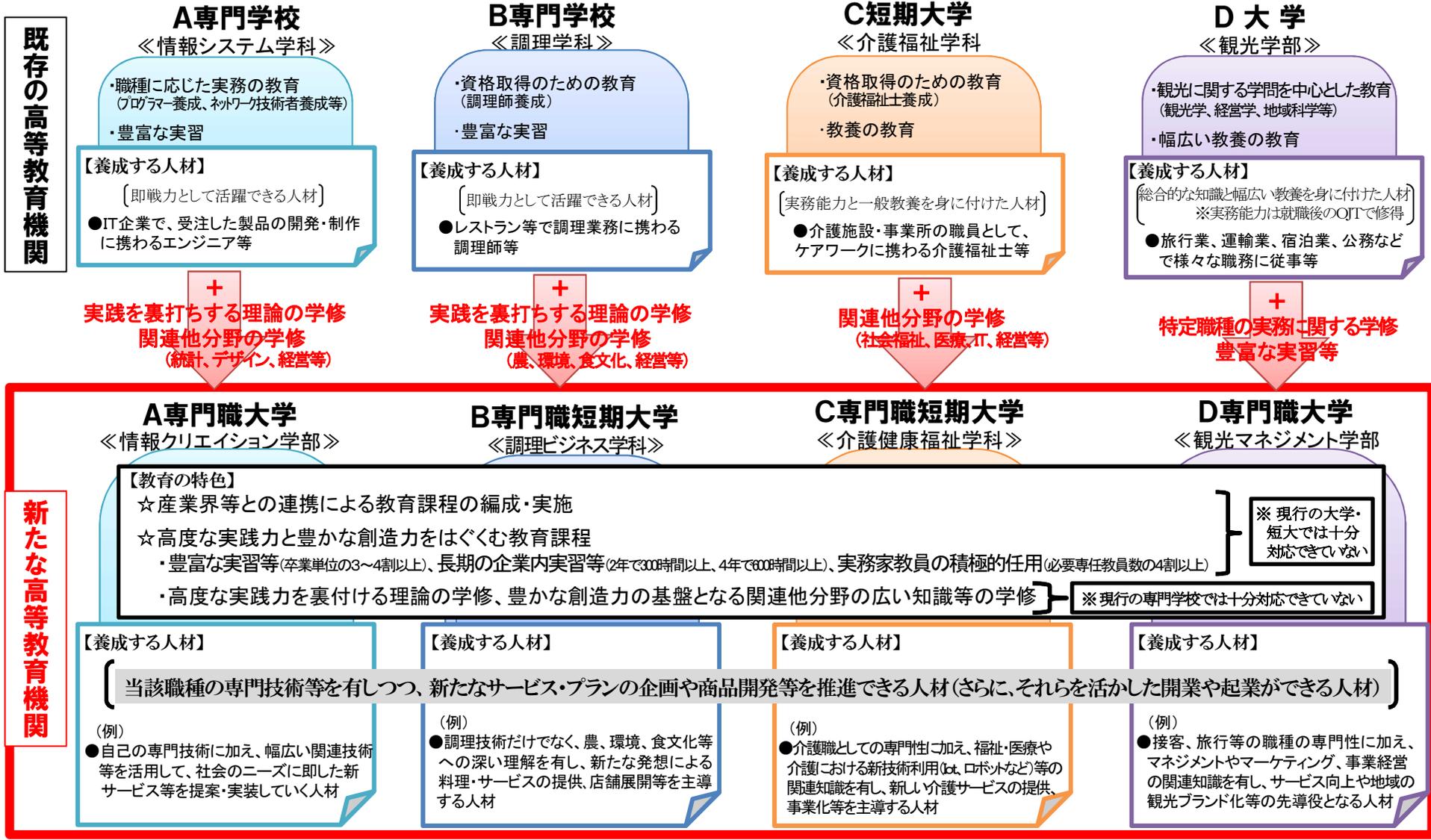
- ◆ 単位認定を行う授業科目として実施される**インターンシップに参加経験がある学生の割合は低い**
・大学: 2.6% ・短期大学: 4.4% (独)日本学生支援機構「平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況に関する調査」
- ◆ **実社会との繋がりを意識した教育を重視する企業と大学の割合に乖離(文系)**
・企業: 41.7% ↔ ・大学: 29.9% 日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」(2004年11月)
- ◆ 企業が考える「最近の大学生に不足している能力」※当該能力が不足しているとする企業の割合
①**創造力**: 68.3%、②**産業技術への理解**: 66.4%、③**コミュニケーション能力**: 58.1%
日本経団連「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート結果」(2011年1月)
- ◆ 大学入学者のうち**25歳以上の割合**: 日本1.9%、OECD平均: 18.1% OECD「Stat Extracts(2012年)」

より積極的な社会貢献への期待と要請

変化の激しい社会に対応した人材、成長分野を担う人材の育成

- ◆ **大学は、課題解決に必要な知識、技術、スキル等を育成する中核機関として位置付けられ、企業も大学教育に積極的に関与していく責任がある。**
- ◆ 企業が求める人材像と必要な資質能力
・変化の激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力(**課題設定力・解決力**) ほか
(公益社団法人経済同友会「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」(2015年4月))

新たな高等教育機関の教育の特色と養成する人材(既存の高等教育機関との比較)



新たな高等教育機関

※ 現行の大学・短大では十分対応できていない

※ 現行の専門学校では十分対応できていない

「専門職大学」等の制度化に至る主な経緯

教育政策に関する提言等

- 平成26年7月 教育再生実行会議第5次提言「今後の学制等の在り方について」
 ※ ①社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成や、②専門高校卒業者の進学機会・社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化を提言。
- 平成27年3月 教育再生実行会議第6次提言『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』
 ※ 「新たな高等教育機関」の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことを期待。その制度化の推進を提言。
- 平成27年3月 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議「審議のまとめ」
 ※ 「新たな高等教育機関」の制度化の基本的方向性について提言。
- 平成28年5月 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」
 ※ 「新たな高等教育機関」の具体的な制度設計等について提言。

政府全体の施策に関する提言等

- 平成27年6月 「日本再興戦略」改訂2015（閣議決定）
 ※ 「変革の時代に備えた人材力の強化」の観点から「新たな高等教育機関」を創設することを明記。
*2019年度の開学に向け、中教審で2016年年央までに結論をまとめ、所要の制度措置を講ずることとされた。
- 平成27年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（閣議決定）
 ※ 「新たな高等教育機関」の制度化を明記。
- 平成27年12月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2015改訂版（閣議決定）
 ※ 地域産業を担う専門職業人育成を推進する観点から「新たな高等教育機関」の制度化を明記。
- 平成28年6月 「日本再興戦略」改訂2016（閣議決定）
 ※ 現場レベルの革新を牽引し得る高度職業人材を輩出する「新たな高等教育機関」の創設を明記。
*2019年度の開学に向け、所要の法的措置を講ずることとされた。
- 平成28年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（閣議決定）
 ※ 「新たな高等教育機関」の制度化を明記。
- 平成28年12月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2016改訂版（閣議決定）
 ※ 地域産業を担う専門職業人育成を推進する観点から「新たな高等教育機関」の制度化を明記。
- 平成29年1月 第193回国会（常会）安倍内閣総理大臣施政方針演説
 ※ 「専門職大学」を創設し、「選択肢を広げることで、これまでの単線的、画一的な教育制度を変革する」ことを明言。
- 平成29年3月 「働き方改革実行計画」（働き方改革実行会議決定）
 ※ 個人の学び直し支援充実の観点から、実践的な職業教育を行う専門職大学を創設するよう提言。

○平成29年3月 学校教育法の一部を改正する法律案の閣議決定（→5月 成立・公布）

第1回人生100年時代構想会議会合安倍総理御発言（抜粋）（平成29年9月11日）

今後の議論のために、論点を整理したいと思います。

第一に、全ての人に開かれた大学教育の機会確保についてであります。志があっても経済的に恵まれない若者が勉学に専念できる環境整備が必要であり、教育負担の軽減のため、給付型奨学金や授業料の減免措置などの拡充・強化を検討すべきとの意見を頂きました。この方向で議論したいと思います。

第二に、大学改革について複数の議員の皆様から重要性に言及がありました。何歳になっても学び直しができる環境を整備するためには、社会人の多様なニーズに対応できる受皿が必要であり、IT人材の育成も急がなければなりません。学問追求と実践的教育のバランスに留意しつつ、実践的な職業教育の拡充を図る必要があります。同時に、リカレント教育を受けた方に就職の道が開かれるよう、産業界には人材採用の多元化を検討していただきたいと思えます。

第13回経済財政諮問会議安倍総理御発言（抜粋）（平成29年9月25日）

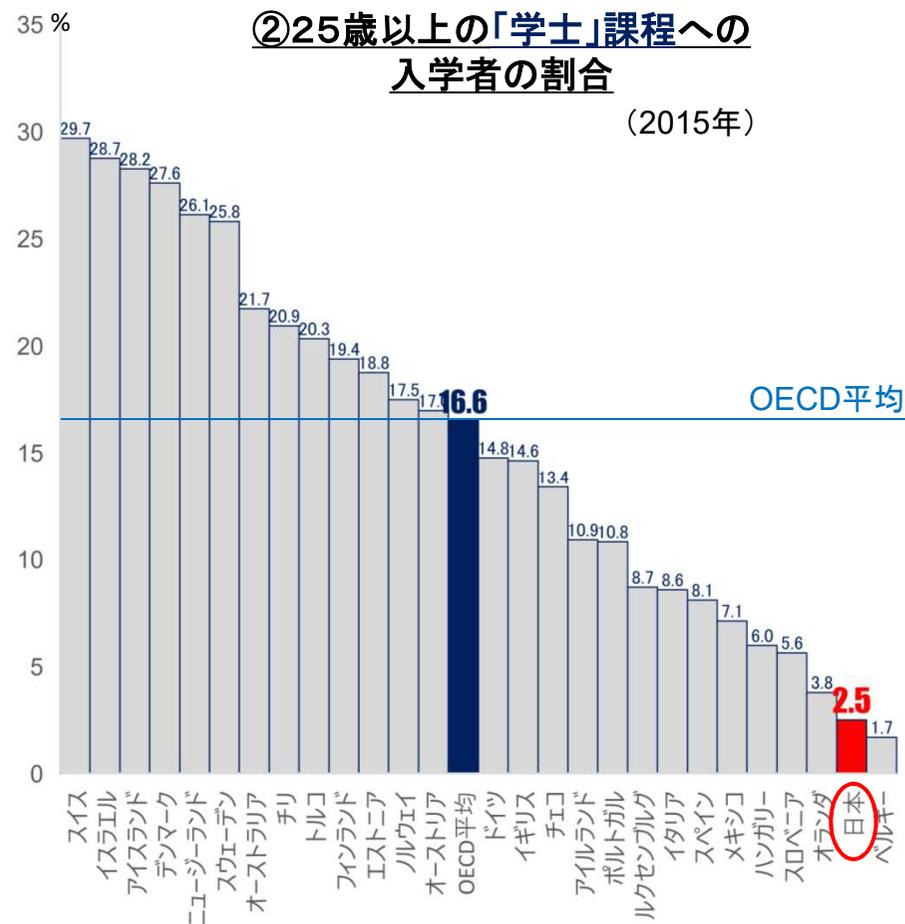
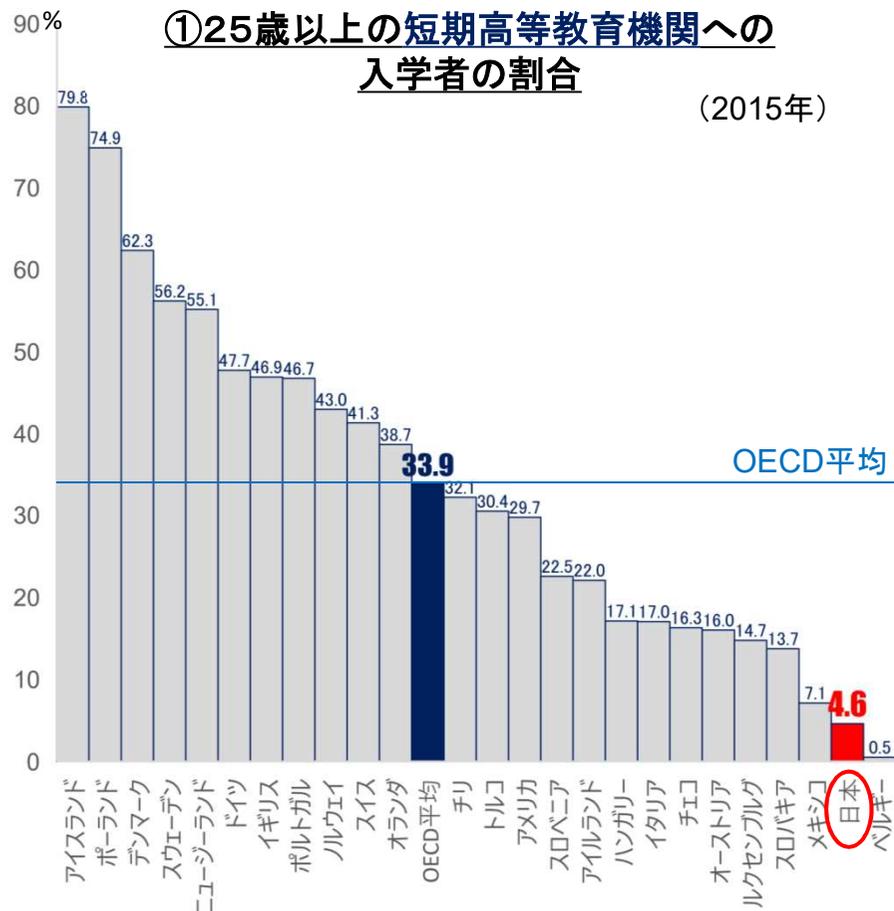
本日は、新内閣で取り組むべき課題、特に、人づくり革命と生産性革命について議論しました。

この内閣の経済政策の最大の柱は人づくり革命であり、安倍内閣が目指す一億総活躍社会をつくりあげる上での本丸。

人づくり革命に関しては、第一に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。このため、経済的に恵まれない若者が勉学に専念できるよう、必要な生活費を賄う給付型奨学金や授業料減免措置を大幅に増やす。第二に、幼児教育無償化を一気に加速する。すなわち、3歳から5歳まで、全ての子供たちの幼稚園・保育所の費用を無償化するとともに、0歳から2歳児も所得が低い家庭では無償化する。（略）第五に、何歳になっても学び直しができるリカレント教育を推進する。第六に、社会人の多様なニーズやIT人材教育など実践的な教育のニーズにも応えられるよう、大学などの高等教育改革を進める。これらで、2兆円規模の大胆な政策を実行したいと考えています。

高等教育機関における25歳以上入学者割合の国際比較

- 日本の短期高等教育機関、及び「学士」課程における25歳以上入学者の割合は、低いものにとどまっている。

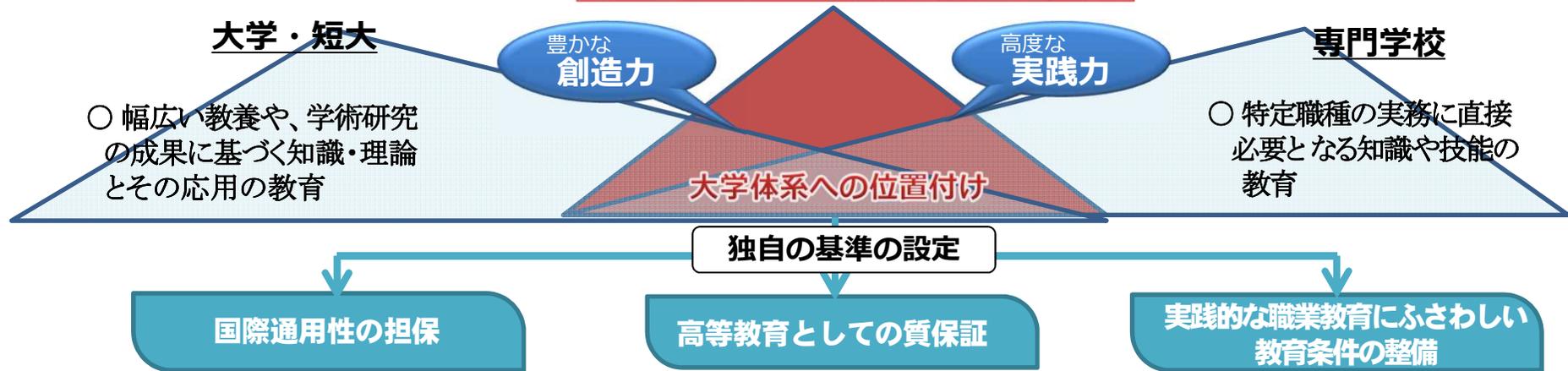


出典: OECD Education at a Glance (2017) (諸外国) 及び「平成27年度学校基本統計」(日本)。

日本以外の諸外国の数値については、高等教育段階別の初回入学者の割合。

日本の数値については、それぞれ①短期大学、②学士課程として算出(留学生を含む)。

専門職大学・専門職短期大学



制度設計

- 【教育内容】
 - ・ 「実践力」と「創造力」を育む教育課程
 - ・ 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施
 - ・ 実習等の強化(卒業単位の概ね1/3以上、長期の企業内実習等)
- 【教 員】
 - ・ 実務家教員を積極的に任用(必要専任教員数の4割以上)
 - ※ 専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員
- 【学生受入】
 - ・ 社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ
 - ※ 社会人も学びやすい柔軟な履修形態
 - ※ 短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進
- 【修業年限】
 - ・ 4年(大学相当)、2年又は3年(短期大学相当)
 - ※ 4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可
- 【学 位】
 - ・ 4年制修了者には、「学士(専門職)」を授与
 - ・ 2・3年制修了者、4年制の前期修了者には、「短期大学士(専門職)」を授与
- 【学部等設置】
 - ・ 大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化

新たな高等教育機関の教育の特色と意義①

学習者・働く人々にとって

○スペシャリスト志向の若者にとっての魅力ある進学の実選択肢を提供

- ・ 実習等を重視した実践的な教育活動を充実。

○キャリアアップ・キャリア変更を目指す社会人の多様な学び直しニーズに対応

- ・ 社会人等がアクセスしやすい多様な学修機会・弾力的なカリキュラムを提供。

○働きながら学ぶデュアル教育の新たなモデルを構築

- ・ 有償の長期企業内実習や、大学等との連携による修業先での実務実習など、職場で実習を受けながら学位取得を目指す新しいスタイルの職業教育を提供。

- 職場での実務と教室での授業を相互にフィードバックして、学びを深化。
- 職業と修学の両立により、修学上の経済的負担の課題にも対応。

新たな高等教育機関の教育の特色と意義②

産業界等にとって

○観光、農業など、成長分野で必要とされる人材の養成に積極的に対応

- ・ 現場レベルの改善・革新を先導する人材(現場のリーダー層)の養成を強化。

○産業界等のニーズに即応した実践的な教育を推進

- ・ 産業界等と連携して、教育課程を開発・編成、実施する体制の整備を義務付け。

→ 成長産業等への人材シフトを促進。我が国経済を牽引する成長産業等の発展に貢献。

新たな高等教育機関の教育の特色と意義③

地域等にとって

○地域産業の担い手養成に資する職業教育の機会を提供

- ・ 教育課程の編成等に地域の意見を反映する仕組みを採り入れ。

○専門高校との連携による大学進学の新たなルートを創出

- ・ 地元専門高校との連携推進等の地域ニーズにも対応。
※ 出前授業、体験プログラム、教員間交流等を通じ、専門高校の教育充実に貢献。
- ・ 専門高校の卒業生等を積極的に受入れ。
※ 入学者選抜では、高校在学中に取得した資格や技能検定等の成果も考慮するなど、多面的な評価を実施。

- 地域産業人材の養成・高度化のための一貫的な教育ルートを定着。
- 地元で学び地元で就職するための進学受皿を拡大。

産業界のニーズに即した人材育成のための仕組み

国全体の人材ニーズの把握、人材育成の推進

第4次産業革命人材育成推進会議

クールジャパン人材育成検討会議

など

成長分野における人材育成を進めるため、我が国全体における成長分野の人材ニーズの把握、求められる能力の分析、人材育成の在り方について、関係府省が参画して検討を行い、政策に反映させる。



参画

参画

大学・短大

専門学校



カリキュラム開発
等に対する支援

観光庁

農林水産省

経済産業省

⋮

産業界との
仲介支援

文部科学省

カリキュラムの開発、
企業内実習の実施
実務家教員の確保
等における連携

個別業界の人材ニーズの把握
産業界と教育機関とのつなぎ

観光分野



食・農業分野



3. 高等教育を取り巻く状況の変化と今後特に重視すべき考え方の方向

○高等教育を取り巻く社会環境は近年一層激しく変化。

- ・人口の減少 ・大学等への進学率、学生数の変化、進学機会の格差 ・経済社会のグローバル化
- ・産業構造の変化(第4次産業革命等) ・就業構造の変化 ・経済的格差の拡大、貧困問題の顕在化
- ・地方創生の必要性の高まり ・世界的な学術研究の進展 等

○こうした中で、高等教育においては、**知識・技能を学んで修得する能力だけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、自ら問題の発見・解決に取り組み、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し社会に新たな価値を創造する力を育成**することが不可欠。

○そのため、これからの時代における高等教育の使命の再定義も含め、人口減少時代における高等教育政策の在り方を総合的に検討することが必要。

○**今後の高等教育については、次の2つの方向での機能強化が必要。**

- ①**新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化**
- ②**社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実**

○その際、特に以下のような点に留意が必要。

- ・進学率の上昇、中等教育との接続の改善
- ・第4次産業革命等における成長分野の人材育成、社会人の学びに対する貢献の強化
- ・機関間の連携強化による地域に必要な高等教育機会の確保

4. 各高等教育機関の役割・機能の強化に関し、早急に取り組むべき論点

(2)各高等教育機関における職業教育の役割の強化と「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」

- **職業教育には多様な分野があり、また、専門性のレベルや卒業後に働く場で求められる役割の違いにより必要とされる教育の内容も異なっている。**これらを踏まえつつ、**大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が、それぞれの持つ強み、特徴を生かして役割を果たしていくことが重要**である。
- 例えば、**医師、法曹、教員、保育士、看護師など、資格取得のための教育が学問分野として確立しているものは、各高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)で養成が行われている。**6年の修業年限を要する医師や、大学院までの教育を基本とする法曹のように比較的長期の教育で養成を行うものもあれば、幼稚園教諭や保育士のように比較的短期の教育で養成を行うものもあり、各学校種の特性に応じた教育が行われている。**こうした教育は、今後とも変わらず重要であり、関係業界と連携しつつカリキュラムの不断の改善を行うことが必要である。**
- また、**伝統的な実学教育であった工学や農学をはじめ様々な分野の人材育成は、各高等教育機関で行われている。**なお、技術革新を社会実装につなげ、産業構造改革を促す人材育成に重要な役割を担う、工学系学部・大学院における今後の教育の在り方等についても検討する必要がある。
- さらに、**特定の職業への就職を前提としない幅広い教養教育・専門教育は、大学、短期大学において行われている。**高等教育において育成すべき知識、技能は、就職後に直ちに役に立つ知識、技能だけではない。産業構造の変化が急速に進んでいく中、すぐに古くなってしまふ知識や不要となる技術もある。**変化する状況の中でも柔軟に対応できる根本的な学術知を教えていくことは、今後とも高等教育機関の重要な役割である。**
- 特に、経済のグローバル化が進展する中では、技術レベルの競争を勝ち抜くだけでなく、関係する世界各国の歴史、文化、習慣等を学ぶことが不可欠な前提条件となっており、職業教育において人文、社会科学が果たすべき役割の重要性を認識する必要がある。
- 一方、先に述べたように、**現在の職業教育について、産業界からは、より高度で実践的・創造的な教育や、成長分野等で必要とされる人材養成の強化を求める声も強い。**
- **「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」は、こうしたニーズも踏まえ、ある分野の専門業務をけん引し、又は新規分野を開拓する人材を育成するため、産業界と密接に連携して高度かつ実践的・創造的な教育を行おうとする場合に最も適した教育機関として創設が検討されているもの**であり、**従来の高等教育機関における職業教育に加えて新たな選択肢を提供しようとするもの**である。

※ 今後、各機関が適切に役割分担し、また相互に連携しつつ、それぞれの職業教育を発展させるべき。

2. 専門職大学・専門職短期大学の制度設計と その留意事項について

学校教育法の一部を改正する法律の概要【「専門職大学」等の制度化について】

H29.5.31公布(平成29年法律第41号)

趣旨・背景

「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

再実践力 + 創造力

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材
理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材
かつ 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

《例》【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計 [*印]

1. 目的等

①機関の目的 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ * 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等) * 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ * 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2. 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

②認証評価における分野別評価 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3. 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

②修業年限の通算 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日

学校教育法の一部改正(専門職大学等の制度化)に伴う関係政省令等の整備

〈政令の制定〉

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第232号)

学校教育法施行令の一部改正

- ・ 専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程について、課程の設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可に、その他の変更(課程区分の廃止)は文部科学大臣への届出に係らしめることとする。

〈省令等の制定・改正〉

(1) 専門職大学設置基準・専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号・第34号)

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定める。
 - ※ 併せて、企業等と連携した「臨地実務実習」の実施体制等について、関係告示を整備(「専門職大学に関し必要な事項を定める件」及び「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件」)

(2) 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第35号)

i) 学校教育法施行規則の一部改正

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、①実務の経験を勘案した修業年限の通算に係る要件・通算できる期間の上限、②認証評価機関が存在しない場合等における分野別認証評価の代替措置、③情報の公表等について、所要の規定の整備を行う。

ii) 学位規則の一部改正

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類(「学士(専門職)」、「短期大学士(専門職)」)等を定める。
 - ※ 併せて、「学位の種類及び分野の変更等の基準に関する告示」を改正

iii) 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正

- ・ 専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等について、所要の規定の整備を行う。

専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準(省令)の制定について

平成29年9月8日公布(平成29年文部科学省令第33号・第34号)

基本的な考え方

- 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
 - ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

教育課程の編成

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定
 - ①基礎科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ②職業専門科目 [4年制で60単位以上/2年制で30単位以上]
 - ③展開科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ④総合科目 [4年制で4単位以上/2年制・3年制で2単位以上]

卒業要件等

- ◎ 卒業・修了要件として実習等による授業科目について一定単位数の修得を求める。[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上]
 - ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「**臨地実務実習**」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ※ やむを得ない理由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「**連携実務演習等**」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで/2年制で2単位まで]
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。[4年制で30単位まで/2年制で15単位まで]

学生

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。

教員

- ◎ 専任教員数については、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
 - ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
 - ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

校地面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。
 - ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

体育館等

- ◎ 原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

校舎面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

専門職大学設置基準等に関する留意事項

実務経験者その他の入学者の多様性の確保について

○専門職大学設置基準

(入学者選抜)

第三条 (略)

2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

《留意事項》

① 高等学校(普通科, 専門学科及び総合学科)の卒業生, 実務経験者その他の社会人, 他の高等教育機関からの編入学生など, 多様な入学者を積極的に受け入れることが期待される。

※ 特に, 実務経験者等の社会人の学修ニーズへの対応において積極的な役割を果たすことを期待される。

② 多様なメディアを高度に利用したいわゆる遠隔授業や, 昼夜開講制, 長期履修学生, 入学前の実務経験を勘案した単位認定等制度の活用も含め, その目的に応じた適切な方法により, 社会人が学びやすい学修機会の提供に取り組むことが望まれる。

教育課程の編成方針について

○専門職大学設置基準

(教育課程の編成方針)

第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

《留意事項》

- ① 産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不断の見直しを行っていくことが求められる。
- ② 教育課程の開発・編成・見直しに関する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられる。

教育課程連携協議会について

○専門職大学設置基準

(教育課程連携協議会)

第十一条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習((略))その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者

五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者あって学長が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

◀留意事項▶

- ① 一の専門職大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられる。
- ② 第2項の各号(第5号を除く)に規定する構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該専門職大学等の教職員以外の者とすることを基本とする。
- ③ 産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議する。

授業科目について①

○専門職大学設置基準

(専門職大学の授業科目)

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

三・四 (略)

《留意事項》

- ① 開設すべき授業科目として定めた各科目は、それら全体の履修を通じ、
 - ・ 理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、
 - ・ 特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、
 - ・ 関連する他分野への展開、
 - ・ 生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするもの。
- ② 基礎科目は、
 - ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、
 - ・ 生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とする。
 - ※ 例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目など
- ③ 職業専門科目は、
 - ・ 特定の職業(職種)において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、
 - ・ 当該職業の分野(例えば、観光分野、農業分野、情報分野など)についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とする。
 - ※ 実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要

○専門職大学設置基準

(専門職大学の授業科目)

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一・二 (略)

三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

＜留意事項＞

- ④ 展開科目は、
- ・ 専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、
 - ・ 当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的とする。

※ 例えば、

- ・ 専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、
- ・ 連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目など

- ⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とする。

※ 卒業・修了を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結び付けるための総合的な演習科目等

- ⑥ 各専門職大学等では、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能。

これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な教育活動の展開を図ることを期待。

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

- 第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 専門職大学に四年以上在学すること。
 - 二 百二十四単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。)を修得すること。
 - 三・四 (略)
- 2 (略)

《留意事項》

- 各専門職大学等では、単位制度の趣旨に沿い、個々の授業科目について十分な学習量を確保すること(単位制度の実質化)に留意した上で、これらを超える単位数を卒業・修了要件に位置付けることが可能。

○専門職大学設置基準

(卒業の要件)

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

三 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合)には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る四十単位以上を修得すること。

四 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。

2 (略)

《留意事項》

- ① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関し、「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第5条及び「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件」第5条において、
 - ・実施計画の作成や
 - ・当該実施計画に記載すべき事項、
 - ・指導員の配置や
 - ・当該指導員の要件等に関する事項を定めている。
- ② 臨地実務実習については、その実施方法や管理、手当等の実態によっては、実習先事業者と学生の使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要である。
 - ※ 今後、厚生労働省と協議して、指針を作成・公表する予定。

臨地実務実習の開設に関し必要な事項

「臨地実務実習」； 企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、**文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの**

◎臨地実務実習の開設に関し文部科学大臣が定める事項

「専門職大学に関し必要な事項を定める件(告示)」第5条第1項

「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件(告示)」第5条第1項

(1)実施計画の作成・実施

- 臨地実務実習の実施に当たっては、臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

《実施計画への記載事項》

- ・ 臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所
- ・ 受け入れる学生の数
- ・ 実習指導者の配置
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任
- ・ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項

(2)臨地実務実習における実習指導者の配置

- 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の「実習指導者」を置くこと。
※「実習指導者」； 臨地実務実習施設である事業所等に所属し、隣地実務実習の指導を行う者
- 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(3)担当教員による実施状況把握の体制整備

- 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

連携実務演習等の開設に関し必要な事項

「連携実務演習等」；企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、**文部科学大臣が定めるところにより開設されるもの**

◎臨地実務実習の開設に関し文部科学大臣が定める事項

「専門職大学に関し必要な事項を定める件(告示)」第5条第2項

「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件(告示)」第5条第2項

(1)「連携実務実習等」で取り組む課題

- 連携実務実習等の授業で取り組む課題は、
 - ・ 連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、
 - ・ 学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

(2)実施計画の作成・実施

- 連携実務演習等の実施に当たっては、連携先事業者と協議して実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

《実施計画への記載事項》

- ・ 連携実務演習等の内容及び日程
- ・ 演習等指導者の指定
- ・ 成績評価の基準及び方法
- ・ 学生に対する報酬等の取扱い
- ・ その他の連携実務実習等の実施に必要な事項

(3)演習等指導者の指定

- 連携実務実習等の実施に当たっては、連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
 - ※「演習等指導者」；連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者
- 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

学位規則の一部改正に関する留意事項

○学位規則の一部改正

【学位の種類(第2条の2及び第5条の5の追加)】

(専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位)

第二条の二 法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分	学 位
専門職大学を卒業した者に授与する学位	学士(専門職)
専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	第五条の五に規定する短期大学士(専門職)

(専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位)

第五条の五 法第百四条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士(専門職)とする。

《留意事項》

① 学位を授与する際には、「○○学士(専門職)」、「○○短期大学士(専門職)」のように、適切な専攻分野の名称を「学士(専門職)」、「短期大学士(専門職)」の前に付記するものとする。

※ 付記する専攻分野の名称は、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本。

② 専門職大学等の学位についても国際通用性の確保は特に重要であり、付記する専攻分野の名称については、同様の内容を提供する国内外の他の学位プログラムとも共通性のある名称を用いるなど、分かりやすく、通用性のあるものとする観点から、十分な検討を行うこと。

3. 大学等の「専門職学科」の制度化に関する検討状況について

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」

(平成28年5月中央教育審議会)－抜粋－

第一部 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について

第IV章 新たな高等教育機関の制度設計等

2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方

(3) 制度全般にわたる事項

(対象分野、設置形態、財政措置等)

- 新たな高等教育機関は、専門職業人の養成を専らの目的とし、職業実践知と学術知の双方に基づく教育を行うものであり、その設置形態については、機関の目的の違いに応じて、既存の大学・短期大学と並んで、独立した組織として設置されることになる。

それとともに、既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるようにすることも、有益と考えられる。
既存の大学・短期大学が、一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるようにし、ダブルメジャーや共同教育課程等も含めた多様な選択肢の提供を通じ、職業人養成機能を発揮できるようにすることが適当である。

⋮

大学等の専門職学科の制度化について（案）

【大学設置基準・短期大学設置基準の改正】

- 大学等は、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させるよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科（「専門職学科」）を置くことができることとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。【平成31年4月1日施行】

《設置基準の特例》

教育課程の編成

【教育課程の編成方針】

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。

【教育課程連携協議会】

- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

【開設授業科目】

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定。
 - ① 一般・基礎科目 [4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
 - ② 職業専門科目 [4年制で60単位以上／2年制で30単位以上]
 - ③ 展開科目 [4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
 - ④ 総合科目 [4年制で4単位以上／2年制で2単位以上]

卒業要件等

【実習等の重視】

- ◎ 卒業要件として、実習等による授業科目で一定単位数の修得を求める。
[4年制で40単位以上／2年制で20単位以上]
- ◎ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。
[4年制で5単位まで／2年制で2単位まで]

【入学前の期修得単位の認定】

- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。
[4年制で30単位まで／2年制で15単位まで]

教員

【専任教員数】

- ◎ 専任教員数については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。

【実務家教員】

- ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（実務家教員）とする。
- ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

- ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」（専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者）で足りるものとする。

学生

【入学者選抜】

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。
- #### 【同時に授業を行う学生数】
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。
※ 教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげられる場合にはこの限りでない。

施設設備

【校舎面積】

- ◎ 校舎面積については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

専門職大学等の創設及び大学等の専門職学科の創設に向けたスケジュール（案）

専門職大学・専門職短期大学

【平成29年】

《制度の整備》

9月8日 専門職大学設置基準等の制定・公布

《設置認可(H31年度開設)への対応》

11月 大学設置認可申請の受付
※通常より1月後倒し

【平成30年】

・大学設置・学校法人審議会における審査 → 答申

・大学設置の認可

【平成31年】 4月 制度施行 専門職大学等の開設・大学等の専門職学科の開設

大学・短大の専門職学科

【平成29年】

《制度の整備》

10月 中央教育審議会における制度設計の検討

11月～ 大学・短大設置基準改正案パブリックコメント

12月 大学・短大設置基準の改正

【平成30年】

《設置認可(H31年度開設)への対応》

3月 学科設置認可申請の受付

・大学設置・学校法人審議会における審査 → 答申

・学科設置の認可